

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市の関係部署と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2. 計画の進行状況の点検・評価及び推進

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要です。

計画の進行管理及び評価は、「町田市子ども・子育て会議」で行っていきます。

また、この計画の推進にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であり、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い、その結果を次年度の施策に反映させます。

また、計画の進捗状況を市のホームページを通して公表します。

3. 近隣自治体との連携、都・国への働きかけ

子ども・子育て支援の充実を図るためには、市の取組だけですべてを実施することはできません。八王子市、多摩市、稲城市など近隣自治体と連携した教育・保育サービスの提供はもとより、横浜市、川崎市、相模原市と隣接する地域では、都道府県の枠を超えた連携が必要となります。各自治体と連携し、幼稚園、保育所、認定こども園等の提供にも取り組んでいきます。

子ども・子育て支援新制度の大きな財源として、消費税増収分の一部が充てられるとされています。社会保障の一つの柱に子育てが位置付けられたことは非常に大きな意味をもつものです。しかしながら、今回の制度で必要とされる財源は、まだ十分ではありません。今後も国の動向を十分注視するとともに、必要に応じて、国や都への要望も行っていく必要があります。

4. 施策の推進方向

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の実施にあたり、「量的拡充」と「質の改善」の関係については、二者択一の関係にあるものではなく、両者は車の両輪として取り組む必要があります。例えば、保育士等の処遇改善、研修の拡充等の「質の改善」と待機児童の解消等の「量的拡充」は密接に関連するものです。

また、子ども・子育て支援法においては、基本理念の1つとして「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」（第2条第2項）としており、「質の改善」に取り組む必要があります。